

令和2年度愛媛県NPO法人新型コロナウイルス
感染症対策支援事業費補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、NPO法人が行う新型コロナウイルス感染症対策事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で令和2年度新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金等（以下、「補助金等」という。）を交付することにより、県民のための公益的な事業活動の維持、促進を図る。

(対象経費及び交付額の算定方法)

第2条 補助金等の交付対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は次表の第1欄の定める区分ごとに、第3欄のとおりとし、補助金等の交付額は、次により算出された額の合計額とする（補助率10/10）。

- (1) 新規事業実施等を対象とした補助金及び新型コロナウイルス感染症対策への補助金（以下、「補助金」という。）にあつては、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、事業費から収入予定額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助する。
- (2) 愛媛版NPO法人持続化給付金（以下、「持続化給付金」という。）にあつては、次表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める算定式により算出された給付所要額を比較して少ない方の額を給付する。

1 補助金等の区分	2 基準額	3 対象経費
新規事業実施等を対象とした補助金	20万円以内	新たな課題やニーズに対応するための新規事業等の実施等に要する経費 (報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費) ※マスクの購入に係る経費は除く。
新型コロナウイルス感染症対策への補助金	5万円以内	イベントや研修等において感染拡大防止対策のために必要な衛生用品等の購入等に要する経費 (需用費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費) ※マスクの購入に係る経費は除く。
愛媛版NPO法人持続化給付金	25万円以内	法人運営や事業継続等に必要経費 ※別に定める要件を満たすNPO法人に対して給付する。 【給付所要額の算定式】 $S = A \times 12 / 6 - B \times 12 / 6$ S：給付所要額 A：平成31年2月から令和元年7月までの収入 B：令和2年2月から7月までの収入

(交付申請)

第3条 補助金等の交付を申請するNPO法人（以下、「事業実施主体」という。）は、補助金にあつては、補助金交付申請書（様式第1号の1）に、持続化給付金にあつては、給付金交付申請書（様式第1号の2）にそれぞれ関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定等)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金等の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 前条の規定により補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止）申請書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(決定の取消し等)

第7条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の決定を取消し、又は既に交付した補助金等の全部もしくは一部の返還を命ずること

ができる。

- (1) この要綱及び補助金等交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (3) その他事業の施行について不正の行為があったとき。

(加算金及び延滞金)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 知事は、第6条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 持続化給付金にあっては、前項の補助金額の確定は、第4条の規定による交付決定の通知をもってなされたものとみなす。

(補助金等の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 第4条の規定による持続化給付金の交付決定を受けた補助事業者は、持続化給付金実績報告書兼請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受領した場合は、補助金等を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第13条 知事は、申請が交付要件を満たさないことが疑われる場合、補助事業者に対し、関係書類の提出を求め、事情聴取、又は検査を行うことができる。

(関係書類の保管)

第14条 補助事業者は、補助金等の受給に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、

補助金等を受給した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。